

世田谷区告示第689号

平成22年4月30日世田谷区告示第337号の一部を次のように改正する。

平成24年9月28日

世田谷区長 保坂展人

第3の2電子証明書の購入及び登録中「同様とする」の次に「。ただし、平成24年10月以降は、下記(4)電子入札コアシステム対応認証局の発行する「ICカード電子証明書」のみ使用可能とする」を加える。

第3の2(3)中「商業登記に」を「フロッピーディスクを利用した商業登記に」に改める。

第8の1(1)行政書士の登録方法中「日本商工会議所又は」を削る。

附 則

- 1 この告示による改正後の第3の規定(平成22年4月30日世田谷区告示第338号第3の規定により適用する場合を含む。)は、平成24年10月1日以後、世田谷区が発注する物品買入れその他の契約についての一般競争入札及び指名競争入札に参加するための資格を新たに申請する者及び同年9月30日において当該資格を有し継続申請を行う者に同年10月1日から適用する。
- 2 この告示による改正後の第8の規定(平成22年4月30日世田谷区告示第338号第8の規定により適用する場合を含む。)は、平成25年2月1日以後、世田谷区が発注する物品買入れその他の契約についての一般競争入札及び指名競争入札に参加するための資格を新たに申請する者及び同年1月31日において当該資格を有し継続申請を行う者に同年2月1日から適用する。